

文人たちの交友

——藤原行成を軸として——

後 藤 昭 雄

—

それらの詩の唱和は藤原行成（九七二—一〇二七）が賦した「世尊寺作」が発端であった。

(一) 一到洛陽城北寺 一たび到る洛陽城北の寺

暫抛塵網避炎蒸 暫く塵網を抛ちて炎蒸を避く

至心礼拝堂中仏 心を至して礼拝す堂中の仏

促膝言談樹下僧 膝を促して言談す樹下の僧

松竹風生晴帶雨 松竹に風生じて晴れに雨を帯び

林池月落夜鋪氷 林池に月落ちて夜氷を鋪く

道場旧主吾慈母 道場の旧主は吾が慈母

每恋温顔涙不勝 毎に温顔を恋ひて涙勝へず

この詩に接して菅原輔正が和詩を呈し、これをきつか

けに、さらに三度、両者の間で詩の唱酬がくり返された。加えて、行成の詩は藤原為時と源為憲の追和をも誘うこととなる。当然のこととして行成は詩を以てこれに答えた。

このようにして四者の間で唱和が重ねられたのであるが、その六首の詩と二首の長文の詩題とが、『行成詩稿』^①に残る。これらを読み解いて、平安朝、一条朝期の文人たちの交友の一齣を垣間見てみよう。

まず先の行成の詩である。この詩は世尊寺を詠んだものである。世尊寺は行成が伝領した桃園の邸宅を寺院に改めたもので、一条の北の、後の五辻の北、大宮の西に位置した^②。現在の上記区大宮通一条上るに当たる。行成は長徳元年（九九五）喜捨して仏寺とし、長保三年二月

二十九日には多数の公卿官人および天台座主以下の僧侶を招請して盛大な供養を行なっている（『権記』）。三月には藤原道長の援助もあつて定額寺に加えられた。このように、のち世尊寺流の名称が起ることに示されるが、世尊寺は行成にとつて重要な意味を持つ存在であつた。

この詩には詩題の下に「時に長保五年六月十日」という制作年次の注記がある。一〇〇三年。時に行成は三十二歳で、従三位、参議、右大弁、侍従の地位にあつた。

詩は特に難解な表現もない。

第三句の「堂中の仏」に関して参考とすべき記述が先に言及した『権記』の世尊寺供養の記事の中にある。^③

今日世尊寺を供養す。寢殿を以て堂と為す。金色の大日如来・普賢菩薩・十一面観世音菩薩、彩色の不動尊・降三世明王等の像各一体等身を安置す。

堂は桃園第の寢殿をそのまま改めたもので、大日如来以下の仏像が安置されていた。

第五句「松竹に風生じて晴れに雨を帯ぶ」は、風に吹かれて鳴る松や竹の音を雨に聴きなしたものである。こうした比喩は平安朝詩に散見されるのであるが、この句はさらに「晴」なのに「雨」とは、と矛盾を見いだして興に入っている。

これと対をなす第六句「林池に月落ちて夜氷を鋪く」は、月光を受けて白々と輝く池の面のありさまを氷が張っていると見立てている。比喩である点は前句と同じであるが、前句のような、これに概念の矛盾が絡まるといふ形にはなっていない。ただし、これに関わる異文がある。

『行成詩稿』には一首の中から佳句一聯ずつを摘出した詩群があるが、その中にこの五・六句が引かれている。そこには異文が注記されている。

林池月落夏夜鋪氷

「夜氷を鋪く」はごく普通の表現に過ぎないが、「夏氷を鋪く」であれば「夏」なのに「氷」ということで矛盾を含み込んだ表現となり、第五句の「晴れに雨を帯ぶ」とよく対をなすものとなる。

第七句「道場の旧主は吾が慈母」は桃園第の伝領に関する重要な証言であるが、次の菅原輔正の詩にも同様の表現があるので、そこで考えることにする。

その輔正の詩である。行成のこの詩に関わつて輔正から次のような詩が贈られた。

(二) 昨夕、陣座、側聴玉章。老耳不聴、纔覚韻字。愚慮難抑、偷走短毫。他聞所及、必可秘藏。

吏部老菅輔正

昨夕、陣座じんざにて、側はらかに玉章を聴く。老耳聡からず、纔むづかに韻字を覚ゆるのみ。愚慮抑へ難く、偷ひそかに短毫を走らす。他聞の及ぶ所、必ず秘蔵すべし。

桃園変号鶏園境 桃園号を変ふ鶏園けいえんの境

従此煩雲絶不蒸 此れより煩雲絶へて蒸むさず
温故久経三代主 故きを温ぬるに久しく三代の主を

経たり

〈初は大相国、次相公尊堂、今尊閣改為仏寺。―初めは是れ大相国、次いで相公尊堂、今尊閣改めて仏寺と為せり〉

視今多有四禅僧 今を視るに多く四禅の僧有り
門開方便宜観月 門は方便を開く月を観るに宜よろし
池作八功豈結水 池は八功はつこうを作す豈氷あきを結ばんや
慙あはれ蕪詞加麗句 慙あはれらしくは蕪詞を以て麗句に加ふ

ること

老心還忘少才能 老心還つて才能の少きを忘る

いつと特定できないが、六月十日からさほど隔たつていないだろう。公卿たちの評議の場である陣座において、菅原輔正は行成の詩を耳にしたという。そのような席で

行成は自作を披露したのだろうか。

輔正は道真の四世の孫に当たるが、この時、従三位、参議、式部大輔で、七十九歳という高齢である。大江家に比して劣勢を余儀なくされていた菅原家の家業を守り、儒家の長老という立場にあった。

「短毫」は短くなつた筆の意で、自らの詩文の制作をいう謙辞である。「他聞所及、必可秘蔵」は、人の耳に入るだろうから、他言しないでほしい、の意。

詩の第一句の「鶏園」は寺をいう。本来は「大唐西域記」巻八に見えるマカダ国の寺院の名で、アシヨカ王が建てたという。

第三句に世尊寺の前身である桃園第の伝領のことが述べられている。詩に「三代の主」といい、自注でそれを説明している。最初は「大相国」、太政大臣の伊尹である。次は「相公の尊堂」で、相公すなわち参議行成の母である。先の行成の詩にいう「道場の旧主は吾が慈母」に照応する。三代目が「尊閣」、行成で、彼によつて仏寺に改められたという。

桃園第の伝領については複雑であり、諸説が入り乱れている。そうさせているのは、桃園はそもそも地域の名称であり、そこに十世紀前半から複数の皇親、貴族の邸

宅が造営され、伝領されてきたからである。ここではもちろん世尊寺の前身である桃園第について考えるが、これについても、伊尹以後に限っても諸説がある。

・保光―(女子)―行成。原田敦子^⑤

・伊尹―義孝(保光)―行成。高橋康夫^⑥

・伊尹―義孝―保光―行成。増田繁夫^⑦

これらの説で挙げられた人びとの関係は次のようになる。

伊尹――義孝

――行成

源保光――女

義孝は天延二年(九七四)九月、二十一歳で早逝したが、この時、行成はわずかに三歳であった。祖父の伊尹は行成が生まれた天禄三年(九七二)に死去していたので、行成は母とその父源保光によって養育された。

これら近年の研究が主張する桃園第の伝領過程はいずれも、輔正の詩がいうそれとは一致しない。言葉を換えていえば、輔正の詩、また行成の詩は従来の考察では見逃されてきたのである。そうしたなかで、ようやくこの『行成詩稿』に注目した論が出た。黒板伸夫著、人物叢書『藤原行成』(吉川弘文館、一九九四年)に次の記述が

ある。

『行成詩稿』中の世尊寺での詠に「道場の旧主はわが慈母」の句があるので、保光または保光女が正式の領有者であった可能性もあり、(二三三頁)

桃園第の伝領の考察に初めて『行成詩稿』を取り込んだ論である。しかし、なぜか伝領者三代を明言したこの輔正の詩句には言及せず、かえって行成詩も輔正詩も触れていない保光の可能性をいい、行成詩が明言する「慈母」(保光女)については「領有者であった可能性もあり」と述べるにとどめている。しかし行成詩の、またこれに和した輔正詩の表現は、他の何にも増して確かな証言であろう。ゆえに、桃園第は伊尹―保光女―行成と伝領されたのである。

行成の詩によってクローズアップされることになったその母については、長徳元年(九九五)正月二十九日に亡くなったこと〔権記〕寛弘八年七月十一日)以外は何も明らかでない。

第三聯、前句の「門は方便を開く」は、『法華経』法師品に「此経(法華経)は方便の門を開きて、真実の相を示すなり」とあるのを踏まえる。これと対をなす「池は八功を作す」は「八功德水」に拠る。極楽浄土の池を満

たしている水で八種の功德があるという。

輔正からのこの和詩に接して、行成は直ちに応答した。

(三) 余、近曾、有世尊寺之作。昨朝、吏部相公、忽賜

高和。拜喜之至、欲罷不能。聊押本韻、以酬來章。

余、近曾世尊寺の作有り。昨朝、吏部相公忽ち高

和を賜ふ。拜喜の至り、罷めんと欲するも能はず。

聊か本韻を押し、以つて來章に酬ゆ。

我以家園為奈苑 我家園を以つて奈苑と為す

上祈聖上下黎蒸 上は聖上を祈り下は黎蒸

昔偏賞翫琴詩酒 昔は偏へに賞翫す琴詩酒

今只婦依仏法僧 今は只婦依す仏法僧

この詩は前半の四句しか残らない。また傍線を付した第三句の「賞翫」以下は、第一首のところで述べた『行成詩稿』中の摘句によつて補つたものである。

詩題の「本韻を押し」とは輔正の詩の脚韻（蒸・僧・水・能）に合わせて押韻したことをいう。

第一句の「奈苑」は寺院をいう。第二句の「黎蒸」は多くの民衆の意で、上は天皇から下は民草まで広く人びとの救済を仏に祈る、という。

第二聯は邸第であつた昔と寺院となつた現在とを対比する。「琴詩酒」は白居易の詩語である。この三つは彼

が愛好したもので、これを「三友」と称した。これを主題とした「北窓三友」（『白氏文集』巻六十二）に、

欣然として三友を得たり、三友とは誰と為す。琴罷

めば輒ち酒を挙げ、酒罷めば輒ち詩を吟ず。三友

遞ひに相引き、循環して已む時無し。

といい、ほかに「琴詩酒の伴は皆我を抛つ、雪月花の時最も君を憶ふ」（寄殷協律）、巻五十五、「水竹花の前

に活計を謀り、琴詩酒の裏に家郷に到る」（吾土、巻五

十八）の用例がある。ここではこの三つに象徴される文

雅の世界をいう。

この後、さらに輔正から行成へ、これに答えて行成から輔正へと唱和が重ねられるが、紙幅の都合で省略する。

二

この唱酬があつてから約二か月のち、新たな展開があつた。藤原為時と源為憲の二人が「世尊寺の作」に対する和詩を携えて行成の許を訪れたのである。ただしその前に為時と為憲との間でやり取りがあつた。為憲のやや長い詩題がそのことを語っている。

(四) 世尊寺者本桃園第也。山池奇秀、竹木葳蕤。右大尚書相公、往年改為仏寺。爰前越州藤刺史琪、昨談予

曰、右大丞、頃有世尊寺作。僕欲献和、汝宜奉同。即詣其長句之詩。□□□□、道場旧主吾慈母、每恻温顔涙不能。予甚傷之、惻々然。添押本韻、授之越州。

世尊寺は本桃園第なり。山池奇秀にして、竹木葳蕤なり。右大尚書相公、往年改めて仏寺と為す。爰に前越州藤刺史琪、昨、予に談りて曰はく、「右大丞、頃、世尊寺の作有り。僕献和せむと欲す、汝宜しく同じ奉るべし」と。即ち其の長句の詩を諳んず。□□、「道場の旧主は吾が慈母、毎に温顔を恋ひて涙能へず」。予甚だ之を傷み、惻々然たり。添くも本韻を押し、之を越州に授く。

途中、判読できない四字がある。「葳蕤」は疊韻の語で、草木が美しい様子という。「右大尚書相公」は参議右大弁の唐名。その行成によって寺院に改められた。それは前節に述べたように、長保三年のことであった。

「前越州藤刺史琪」とは前越前（越中・越後）守の藤琪ということであるが、これは藤原為時である。ただし為時であることが明記されているわけではないので、考えてみなければならぬ。次に読む行成の答詩の詩題(五)

に、為憲と「前越州藤刺史琪」とを「詩仙」と言い、また都人士が二人を評して「元白の再誕」すなわち元稹と白居易の生まれ変わりと言ったという。長保五年の時点で、越前あるいは越中・越後の前の守で、このように称されるのは為時を指しては他にいない。

為時はいうまでもなく紫式部の父であるが、長徳二年（九九六）に越前守に任ぜられ、長保三年（一〇〇一）任を終えたが、その後は散位の身で、『権記』長保三年十月七日条に「前越前守為時」として見える。

このように考えてみると、「藤琪」は為時をいうことになるが、藤琪とは何か。これは為時の学生としての字である。大学寮に学ぶ学生は別称として字が付けられた。中国風に漢字二字で、多く上の字は氏名の一字を、下は好字を選んだ。為時の「琪」は赤い美玉を意味するが、同様の例に藤珪（藤原博文）、藤琳（藤原広業）がある。字は大学の入学に際して選定されるのであるが、在学中だけでなく、同学の間では、このように後年に至っても用いられている。

為時から為憲に次のような誘いかげがあった。最近、行成公が「世尊寺の作」を作られたので、私は奉和詩を献じようと思うが、君も作らないか。そうして為時はその

「世尊寺作」を諳んじてみせた。「長句」は律詩をいう（『作文大体』）。

次に四字分の欠字があり、つながりがやや不明確であるが、「世尊寺の作」で殊に為憲の心を打ったのは結びの一聯、「道場の旧主は吾が慈母、毎に温顔を恋ひて涙能へず」であった。そこで、為憲も奉和の詩を作り、為時に与えた。

以上のような題を付して詠ぜられた為憲の詩も、為時の奉和詩も残らない。ただし、それぞれの詩のほんの一部が、次の行成の答詩の詩題に残されている。

その行成の答詩である。やはり長い詩題があるが、初めを欠いている。

(五) 詩仙者也。洛陽士女、皆謂元白之再誕。仲秋八月十
有余日、共以親友、尋予造焉。時哉時也。清風朗月、
已得玄度。吾心適而欣々然。廻左右連榻、問其来由、
各直投一篇之詩。蓋相和与相公贈答之什也。一読興
味有余、再読賞翫無限。箇裏、吟美州丁蘭之句、九
廻之腸已断、詠越州風樹之詞、數行之淚忽零。予、
齡雖及二毛、性猶拙六義、愁秉紙筆、以次本韻而已。
……詩仙なる者なり。洛陽の士女、皆元白の再誕と
謂ふ。仲秋八月十有余日、共に親友なるを以つて、

予を尋ねて造る。時なるかな、時なるかな。清風朗
月、已に玄度を得たり。吾心適ひて欣々然たり。
廻ち左右に榻を連ねて、其の来由を問ふに、各
直ちに一篇の詩を投ぜらる。蓋し相公と贈答せし什
に相和するなり。一読して興味余り有り、再読して
賞翫すること限り無し。箇裏に、美州が丁蘭の句を
吟ずれば、九廻の腸已に断え、越州が風樹の詞を
詠ずれば、數行之淚忽ち零つ。予、齡、二毛に及ぶ
と雖も、性なほ六義に拙し。愁に紙筆を乗りて、
以つて本韻に次ぐのみ。

途中からであるが、その最初は奉和詩を寄せた為時と
為憲のことをいう。「詩仙」はここでは卓越した詩人、
詩の天才という意味であろう。行成は二人をこの語を以
つて称する。

「洛陽の士女、皆、元白の再誕と謂ふ」について。
「洛陽」は中国の都京を以つて平安京をいう。「元白」
は元稹と白居易。人びとは為時と為憲とをこの唐の二詩
人の再来とうわさした。この一文は典拠のある措辞であ
る。これは「劉白唱和集解」（『白氏文集』巻六十）に做つ
ている。この文章は白居易と詩友劉禹錫との唱和詩をま
とめた『劉白唱和集』（散佚）の序に当たるものである

が、次の一文がある。

江南の士女の才士を語る者は、多く元白と云ふ。

この「元白」も元稹と白居易であるが、行成はこれを用いたのである。なお、「劉白唱和集解」のこの表現は、世間の人びとは何々を称賛する、ということを使うのに格好のもの言いと思われたらしく、これより少し前頃から、文人たちの間で用いられている。^⑩

「元白」を並称することも平安朝の詩文に多く見られるが、併せて「詩仙」の語も用いた詩を参考にあげておこう。具平親王の「戸部尚書の「同とに寒林に暮鳥帰るといふを賦す」に和す」(『本朝麗藻』下)の第二・三聯に、

元白新情賤上出 元白の新情は賤上に出で

楊班古意筆頭残 楊班の古意は筆頭に残る

唯ただ草聖妙飛墨 唯ただ草聖の妙たくみに墨を飛ばせし

のみなるべし

本自詩仙何用丹 本自詩仙は何ぞ丹を用ゐんや

とある。「戸部尚書」、民部卿藤原文範の詩の表現と筆跡を褒め称える。なお「楊班」は漢の楊雄と班固である。

八月十余日、為時と為憲の二人は行成の許を訪れた。

時あたかも仲秋の明月の頃、二人の来訪は行成に中国の逸事を思い起こさせた。『世説新語』言語篇に記される

ことである。

劉尹云、清風朗月、輒思ニ玄度。

—劉尹が言った。さわやかな風が吹き、すっきりと月が明るい夜は、いつも玄度(許詢)のことが思われる。

すっかり愉快になった行成は二人に来訪の理由を質した。すると二人はすぐに一首ずつの詩を示した。それは行成が輔正と贈答を重ねることになる詩に和したものであった。行成はそれらをくり返し読み、いたく感じ入った。

その次の一聯は今失われた為時と為憲の詩の内容に言及している。なお、その前に置かれた「箇裏」は口語語彙である。「ここ」の意。^⑪

「美州が丁蘭の句」「美州」は(前)美濃守の為憲をいう。その詩には丁蘭のことが詠み込まれていた。丁蘭は中国の孝子で、『孝子伝』中の人物である。日本に遺存する『孝子伝』の一本、陽明文庫本によれば、

河内の人丁蘭は至孝なり。幼くして母を失い、年十五に至るも、思慕おもほ已まず。乃ち木を剋くみて母と為し、之これを供養すること、生ける母に事つかふるに異ならざるが如し。蘭の婦不孝にして、火を以つて木母の面を

焼く。蘭即ち夜、夢に木母と語る。言はく、「汝が婦、吾が面を焼く」と。蘭乃ち其の婦を笞治し、然る後に之を遣る。隣人の斧を借らんとすること有り。蘭即ち木母に啓す。母顔色悦ばず。便ち之を借さず。隣人瞋り恨みて去る。蘭の不在を伺いて、刀を以て木母の二臂を斫る。流血地に満つ。蘭還りて之を見、悲号叫働して、即ち往きて隣人の頭を斬り、以て母に祭る。官罪を問はず、禄位を其の身に加ふ。賛に曰はく、丁蘭至孝にして、少くして親を喪亡ふ。追慕するも及ぶこと無し。木母人を立て、朝夕供養し、親に事ふるに過ぎたり。身没するも名在り、万世惟れ真なりと。

とある。丁蘭は母親に孝養を尽くした人である。したがって為憲が丁蘭の故事を詠んだのは、先の詩題(四)にも言うように、行成の「道場の旧主は吾が慈母、毎に温顔を恋ひて涙能へず」の一聯に関わつてのことであつたはずである。

「越州が風樹の句」「越州」は(前)越前守で、為時をいう。その詩には「風樹」の語句が用いられていた。「風樹」は風に吹かれる木の意であるが、これも親への孝養に関わる語である。「韓詩外伝」の「樹静かならん

と欲すれども風止まず。子養はんと欲すれども親待たず」に基づき、親に孝養を尽くそうと思つても、親がすでに亡くなつて孝行できない歎きをいう。したがつて為時の「風樹」の語もまた行成の亡母に対する追慕を述べた先の一聯に和するものとして用いられていたはずである。

結びの部分、「二毛」は白髪交じりの髪であるが、潘岳の「秋興賦」(「文選」卷十三)の序の表現から三十二歳をいう。

晋の十有四年、余、春秋三十有二、始めて二毛を見る。

この時、行成は三十二歳であつたから、ぴつたりと符合する典故としてこれを借りたのである。

「六義」は「毛詩序」(「文選」卷四十五)に「詩に六義有り」として挙げる風、賦、比、興、雅、頌。そこから詩あるいは詩作することをいう。

以上の詩題のもとに、行成は次の詩を賦している。

(六) 両吏循良幾足称 両吏は循良にして幾れ称するに足

る

東山北陸撫黔蒸 東山北陸黔蒸を撫す

共逢鳳闕千年主 共に逢ふ鳳闕千年の主

同契鷄園六夏僧夏騰 同ともに契る鷄園六夏げの僧

亦も祇識交情如淡水 祇ただ識る交情淡水の如しと

又看節操似堅氷 又看る節操堅氷に似たるを

有時相伴尋吾至 時有りて相伴ひて吾を尋ねて至る

月下清談去未能 月下の清談去らんとするも未だ能あた

はず

第一聯。「両吏」は東山道の美濃と北陸道の越前の国守であった為憲と為時とをいう。「黔蒸」は民衆。二人は良吏としてよく治下の民衆を慈しんだ。

第二聯。「鳳闕」は朝廷。朝廷に仕えては千年に一度出現するという聖天子にめぐり逢い、世尊寺では僧と結縁する。「鷄園」は輔正の詩(二)に前出。

第三聯の前句の「交情は淡水の如し」とは真の君子の交友のあり様。『莊子』山木篇の「君子の交りは淡として水の若しごと」に基づく。

第三聯までは為憲と為時の二人のことを言い、結びで、そうした二人が連れ立って訪問してくれた、時あたかも好し、仲秋の朗月の下、清談に時の移るのも忘れたと述べ、感謝の情を示す。

『行成詩稿』に残る、行成の「世尊寺作」を発端とする文人たちの唱酬は以上のとおりである。

三

前節で読んだ、為憲と為時への答詩の詩題(五)で、行成は二人について「共に親友なるを以つて、予を尋ねて造る」と述べているが、為憲については、『権記』にこれに照応する記事がある。

汪速であるが、長保元年八月二十三日条から読まなければならぬ。

此の日、采女うねめのかみ正巨勢こせのひろたか広貴を招き、今日不動尊蔵を凶き奉るべきの由を示す。是れ則ち故宣方中將の為なり。中將は年来親昵に相語りし人なり。去年病疫にて夭亡せり。中將存せし日、広紙一張を送りて、予が手迹を請ふ。臨池の妙無しと雖いえども、彼が雅意に乖そむかざらんが為に、將に以つて筆を下さんとせし間、年月自ら移り、彼が逝去に当たる。仍つて平生帰依の尊像を尋ね、画図せしめ奉り、聊たゞか亦其の趣を注さんと欲おもふ。

「故宣方中將」は源宣方である。彼は長徳四年(九九八)八月に死去した。大江匡衡が執筆したその四十九日の願文が『本朝文粹』卷十三に収められている。この記事によれば、行成と宣方とは長年の親友であったが、生

前、宣方は行成にその書を所望していた。周知のように行成は当代随一の名筆である。行成はその望みに答えようと思いながらも果たさないまま、宣方の死に出会うことになった。そこで、日頃帰依していた不動尊の像を画家として有名な巨勢広貴に描かせ、これに以上のような由緒を書き付けることで、行成は親友との生前の約束を果たそうとした。この不動尊の画像は短日のうちに来上り、三日後には「故中将内方」、宣方の妻の許へ届けられている。「権記」の二十六日条である。

広貴に不動尊像を図かしめ、自ら由趣を尊像の下に書し、惟風朝臣に付して故中将の内方の許に送る。

其の詞に云ふ、

「予、故右親衛源次将と素より友として善し。昔、色紙一枚を以つて予に授け、以つて手迹を乞ふ。劇務纏牽し、未だ書くに及ばざるに、去年の仲秋、次将既に殞す。嗟乎哀しいかな。芳談猶耳中に留まり、花紙徒らに篋底に在り。

夫れ不動明王は、大悲弘願の尊なり。逝きし者平常に帰し、弟子造次にも忘れず。是れ大因縁なり、善知識に非ずや。故に人をして形像を此の紙に図かしめ、手自由緒を其の下に書す。

そもそも生々加護、本誓是れ恃む。請ふ一周に当たりて、以つて九品に導かれんことを。昔季札心に許し、劍徐柏の煙に懸く。今弟子涙を零し、牋楚竹の露を点く。徳や孤ならず。廻向一切ならん。

時に長保元年八月二十六日、□友某記す。

此の趣は美濃守為憲朝臣をして之を草せしむるなり。中心に思ふ所、叢勝すること能はず。所謂書は言志を尽くさざるものか。

「」で括った部分が不動尊の画像に書き付けられた文章である。これを行成は「由趣」「趣」と呼んでいるが、末尾に日付も付され、「某記」とあることから、「記」と呼ぶ。

この「記」は源為憲に依嘱して執筆させたものであるという。行成にとって亡友との約束を果たす大事な文章の執筆を委ねているのである。この時すでに為憲の能力に対する十分な認識があつたに違いない。

これは長保元年八月、「世尊寺作」をめぐる唱和がなされるおよそ四年前のことである。

本論の主眼として前節で読んだように、行成は為憲、また為時、輔正らと詩の唱和を行っている。このことから考えれば、行成は先の「記」のごとき文章を自ら書く

能力は十分に有していたはずであるが、この場合は為憲に依頼している。ここには詩を賦することと漢文を草することについての行成の意識を見ることができようか。

よく知られた資料であるが、大江匡房『続本朝往生伝』の一条天皇伝には、当代が多彩な人材を輩出した時代であるとして、それらを列挙している。

時の人を得たること、また斯ニに盛りと為す。親王には後中書王（具平親王）、上宰には左相（藤原道長）、儀同三司（伊周）、九卿には右將軍実資、右金吾齊信、左金吾公任、源納言俊賢、拾遺納言行成、左大丞扶義、平中納言惟仲、霜台相公有国等の輩、朝には廊廟に抗議し、夕には風月に預参したり。雲客には……、管絃には……、文士には匡衡、以言、齊名、宣義、積善、為憲、為時、孝道、相如、道濟、和歌には……、画工には……

一条朝には、行成のようなすぐれた作詩の能力を持った皇親・公卿、当時の言葉では〈属文の王卿（卿相）〉が輩出したこともまた、当代の特色であった。右の文中に挙げられた具平親王、道長、伊周、齊信、公任、俊賢、有国はいずれもそうした人びとである。一方、為憲また為時は「文士」である。専門文人と捉えられている。

行成は、能力の有無とは別に、「記」の執筆は専門文人に委ねたのであろう。

注

- ① 『行成詩稿』は『書道芸術』15巻「藤原行成」（中央公論社、一九八二年）の図版によるが、この書および桃裕行「行成詩稿に就いて」（『桃裕行著作集』5、思文閣出版、一九八九年）、「大日本史料」第二編之二十六、万寿四年十二月四日条の翻刻を参考にした。
- ② 高橋康夫「桃園・世尊寺」（『平安京の邸第』、望稜舎、一九八七年。初出一九八三年）参照。
- ③ 「権記」は史料纂集所収本により、読み下した。
- ④ 三木雅博「聴雨考」（『平安詩歌の展開と中国文学』、和泉書院、一九九九年。初出一九八三年）参照。
- ⑤ 原田敦子「桃園考」（『王朝物語とその周辺』、笠間書院、一九八二年）。
- ⑥ 注②論文。ただしこの論文は前後で齟齬がある。一九三頁以下では、伊尹―義孝―行成による伝領を述べ、「保光は桃園殿を伝領したわけではなく、たんに「寄住」したに過ぎないのであるが」というが、一九九頁では「伊尹・保光・行成と伝領されたもので」という。
- ⑦ 増田繁夫「桃園・世尊寺と源氏物語の「桃園の宮」」（『源氏物語と貴族社会』、吉川弘文館、二〇〇二年。初出一九四四年）。
- ⑧ これは源為憲についても全く同様である。この詩題を源

為憲のそれとして論じているが、為憲であることが明記されているわけではない。後述の行成の詩の題(五)に「美州」という。前美濃守をいうが、前美濃守で「詩仙」「元白の再誕」と称されるべき人物は為憲である。

⑨ 文人としての為時を論じたものに大曾根章介「文人藤原為時」(『日本漢文学論集』第二巻、汲古書院、一九九八年初出一九八三年)がある。

⑩ 後藤昭雄「学生の字について」(『平安朝漢文学論考』、桜楓社、一九八一年)参照。

⑪ 後藤昭雄「平安朝における白居易文学の受容―劉白唱和集解」を例として―(中国、大連外国語学院刊『日本文化研究』掲載予定、未刊)。

⑫ 新間一美「わが国における元白詩・劉白詩の受容」(『平安朝文学と漢詩文』、和泉書院、二〇〇三年)注(16)に例をあげる。

⑬ 塩見邦彦「唐詩口語の研究」(中国書店、一九九五年)参照。

⑭ 「権記」長保四年三月二十六日に「前美濃守為憲朝臣」と見える。

⑮ 幼学の会『孝子伝注解』(汲古書院、二〇〇三年)参照。

⑯ 「風樹の歎き」の故事は本来、両親あるいは父母いづれに關しても用いるものであるが、平安朝では、ほとんど母に關して引用されるという特徴のあることが指摘されているが(渡辺秀夫「法華経」と願文」『国文学解釈と鑑賞』61巻12号、一九九六年)、この例もそうである。

⑰ 後藤昭雄「本朝文料抄二 右近中将宣方の為の四十九日

の願文」(『アジア遊学』42、二〇〇二年)参照。

⑱ 正暦四年(九九三)正月から同六年八月の間に、行成、為憲に藤原公任を加えた三者で「題法華経八品詩」の次韻がなされている。山崎誠「新出の題法華経詩について」(『和漢比較文学』8号、一九九一年)参照。

(大阪大学教授・大谷大学非常勤講師)